

岡山市空き家を生まないプロジェクト支援業務委託 仕様書

1 委託業務名称

岡山市空き家を生まないプロジェクト支援業務委託

2 業務目的

岡山市（以下、「市」という）は、令和8年3月に策定した「第2期岡山市空家等対策計画」において、「空き家の発生抑制」の取組として、住宅所有者及びその相続人に対して情報提供や意識啓発を行うこととしている。

本市は、令和元年度から「岡山・空き家を生まないプロジェクト」（以下、「生まないPJ」という）と連携しており、「空き家の発生抑制」を目的にきっかけづくりアンケート等を実施している。その結果、「居住している建物の将来について、ご家族と話し合うきっかけを提供することで多くの方に意識変容が起こり、さらに具体的な行動変容へつながる」との成果が出ており、一定の事業効果が確認できたため、令和4年度以降は生まないPJの内容を市の業務委託として行っており、本年度も引き続き実施するものである。

3 業務範囲

(1)本業務委託のきっかけづくりアンケートは次の町内会を対象として実施する。

（北区）津島福居町内会

尾上町内会

山下町内会

吾妻町内会

田原町町内会

河原町町内会

下河原通町内会



1,400 戸（※参考数量）

(2)アンケート回答者のうち希望者に対し、個別にフィードバック（カルテ作成）を行う。

4 提出書類

受注者は、本業務委託の実施にあたって、次の書類を市担当者に提出し、承諾を得るものとする。

(1)委託業務着手届

(2)市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

(3)業務責任者及び担当者名簿

(4)情報セキュリティポリシー運用に関する管理責任者等届出

(5)工程表（委託作業表）

(6)協議事項打合せ簿

(7)委託業務完了届

(8)データ廃棄届

(9)その他市が指示する書類

5 業務内容

ア 町内会を対象にしたアンケートの実施

3(1)の町内会を対象に「自宅の将来」について所有者及び親族で考える機会を提供。その後、希望者に対し、状況に応じた必要な行動を示したフィードバック（カルテ作成）を行う。「空き家の発生抑制」に向けて意識変容や行動変容の生じた所有者などを対象に、支援法人が実施するセミナー・相談会への参加を促し、自宅の将来を明確にするようさらに働きかける。

(1)町内会との事業実施に関する調整等

- ・事業実施に関する次の事項の調整を行うこと。なお調整に要する費用に関しては受注者が負担するものとする。

①実施方法 ②周知方法 ③日程 ④その他市が必要と認めるもの

(2)きっかけづくりアンケートの実施

- ・過年度に実施された生まない PJ のアンケートの目的及び手法を踏まえ、「自宅の将来」について所有者及び親族で考えるきっかけとなるアンケートを設計・実施すること。
- ・町内会との調整のもと、アンケート実施前に事前案内文を対象地域の全戸に配布すること。
- ・配布物の配布及びアンケート等の回収時期については、支援法人が実施するセミナー・相談会の開催日時を踏まえ設定し、事前に市の承諾を得ること。
- ・配布物の配布、アンケートの回収・集計・分析を行うこと。
- ・リーフレットは2パターン作成し、行動変容への影響を比較検証すること。

《配布物》

- ①投函用封筒（角型2号）…市から提供。
- ②封筒表面印刷…調査組織名（岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課空家対策推進室）及び受注者の住所、電話番号を印刷し、本調査の主体が岡山市であると想起できるものにすること（A5サイズ程度、カラー印刷を想定）
- ③アンケート調査票（A4両面カラー4P）
- ④リーフレット（A3両面カラー2P）
- ⑤セミナー・相談会開催チラシ（A4両面カラー2P）…支援法人から提供があった場合。
- ⑥返信用封筒

※アンケートの回収率を上げるための工夫を施すこと。【QRコード】【郵送】対応など。

※住宅所有者と相続人との話し合いを促す工夫を施すこと。

※②③④は印刷する前に市の承諾を得ること。

※《配布物》は①⑤を除き、受注者の負担で準備すること。

(3)フィードバック（カルテ作成）の実施

- ・アンケート回答者のうち希望者に対し、回答内容に応じて次取るべき行動を示したカルテを作成しフィードバックを行うこと。
- ・カルテは複数パターンを作成し、対象者の状況に応じた具体的な情報を提供することで行動変容を促すこと。
- ・提供方法については、効果的な手法を検討のうえ、事前に市の承諾を得ること。

(4)町内会等への報告

- ・本事業の結果について町内会に報告すること。報告内容及び提供資料については、事前に市の承諾を得ること。

(5)次年度に向けた提案

- ・実施結果を踏まえ、回収率向上や、効果的な行動変容の促進に向けた改善策を提案すること。

6 委託期間

委託契約日から令和9年3月12日（金）まで

7 納期及び納入場所

(1)納期：令和9年3月12日までに成果品を納品すること

(2)納入場所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局 住宅・建築部 建築指導課

8 成果品

事業報告書：A4判カラー出力したもの1部及びPDF形式1式

(1)回収したアンケート調査票

(2)アンケート調査の結果及び考察・効果検証

(3)フィードバックの実施結果

※電子データを記録したDVD1枚

※受注者は、本委託業務完了後であっても、瑕疵又は疎漏に起因する不良が発見された場合は、速やかに成果品の改善をすること。また、これに要する費用は受注者の負担とする。なお、成果品の詳細仕様については、市担当課と受注者の協議により決定する。

9 権利等の帰属

成果品の所有権は、業務委託契約書（以下「契約書」という）頭書記載の業務委託料の完済時に受注者から市に移転する。その際、成果品の著作権その他の権利は受注者から市に譲渡されるものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務について疑義を生じた場合には、速やかに監督員に報告し、協議を行いその指示を受けるものとする。
- (2) 市が保有するデータの提供については、各所管部署と協議の上決定する。
- (3) 事業の取組みについては、本市のホームページをはじめ、県、国のホームページや広報紙等で公表する場合がある。
- (4) 受注者は、市担当課から業務の進捗状況等について報告を求められた時は、関係資料等を速やかに作成し、市担当課に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、契約締結時に、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。また、受託業務に従事する者及び従事していたものに対し、別紙「個人情報の保護に関する法律」の趣旨及び罰則規定を周知しなければならない。
- (6) 市は、本契約の履行上知り得た情報（出处等）、目的物の情報並びに本契約に基づいて受注者から開示された情報を、受注者の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示もしくは漏えい又は公表してはならないものとする。

- (7) 受注者は、重要と認める事項については、市担当課と予め文書で協議し、承認を得なければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市担当課と受注者が協議して定めるものとする。